

令和5年第11回定例会

江東区教育委員会会議録

令和5年11月17日（金）

江東区教育委員会

令和5年第11回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和5年11月17日（金）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和5年11月17日（金）午前11時15分
- 3 開会場所 江東区役所
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、本田和恵（教育長職務代理者）、安部敏啓、鈴木清人、浅野美智子
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、星名庶務課長、西尾学校施設課長、太田整備担当課長、賀来学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、木内教育支援課長（教育センター所長兼務）、笠間地域教育課長、榎本江東図書館長、関戸深川図書館長

6 議題

日程第1 議案第39号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取

7 報告事項

（1）江東区奨学資金運用方針について ほか

8 審議概要

本多教育長 それでは、ただいまより令和5年第11回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について傍聴したい旨1名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

それでは、本日の会議録署名委員をお願いいたします。本田委員、浅野委員をお願いいたします。

これより審議に入ります。

日程第1 議案第39号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取を議題といたします。

本案について事務局より説明願います。

次長。

杉村教育委員会事務局次長 議案第39号 江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取。

上記の議案を提出する。

令和5年11月17日。

提出者、江東区教育委員会教育長、本多 健一朗。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、江東区長職務代理者から意見を求められたため、本案を提出します。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料1を御覧ください。

江東区立幼稚園設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。本条例は、区立ちどり幼稚園を、令和6年3月末で閉園とするため、提案するものでございます。ちどり幼稚園につきましては、幼稚園児数の減少を受けまして、平成30年度に策定しました、江東区立幼稚園の今後の在り方に関する基本方針及び実施計画の中で、令和5年度末での閉園予定としておりました。

今回の改正では、裏面となります、別表中の、ちどり幼稚園の名称と位置を削除いたします。施行期日は令和6年4月1日としているところでございます。

今後の予定ですが、令和5年第4回区議会定例会に議案を提出いたしまして、議決されましたら、学校教育法の規定によりまして、東京都に廃止の届けを提出し、廃止決定となります。

また、廃止後の跡地活用につきましては、区有財産利活用検討部会において、今後、検討予定としているところでございます。

よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

本多教育長 本案について、質疑願います。

よろしいでしょうか。

それでは、お謀りいたします。日程第1について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。

報告事項1 江東区奨学資金運用方針についてを説明願います。

庶務課長。

星名庶務課長 それでは、報告事項1 江東区奨学資金運用方針について御説明をいたします。資料2を御覧ください。

今年度より給付型の奨学金制度となったところでございますが、その運用方針につきまして、10月10日に条例に規定します、奨学資金審査会におきまして、成績基準、収入基準等の運用方針が決定したという

ところでございますので御報告するということでございます。

まず、(1)の成績基準についてでございます。こちらにつきましては、全履修科目の評定平均が5段階で3.5以上であることといたしまして、評定不能が1科目でもある場合につきましては、対象外としたものでございます。また、特別支援学級の生徒につきましては、学校長の推薦としていくということでございます。

成績の対象期間につきましては、3年生の前期とし、3学期制の学校については、3年生の1学期の評定を対象としているということでございます。また、5段階以外の学校につきましては、資料記載の換算表によりまして換算を行い、判定をするというふうに考えてございます。

次に、収入基準でございます。こちらは、世帯全員の年収が600万円以下であるものといたしまして、基本的には前年の収入を基準とするということでございます。従いまして、今年度につきましては、令和4年の1月から12月までの収入を基準とするというものでございます。

こちらにつきましては、国の調査に基づきまして、江東区のこどものいる家庭のおおよそ半数の世帯が入る水準というふうに考えてございます。また、採用予定人数につきましては、50名程度でございまして、申請につきましては、区立中学校については学校を通じて、その他の学校につきましては教育委員会に直接申請するものとしてございます。

次に、経過措置についてでございます。

恐れ入ります、2ページをお願いいたします。新制度導入に伴う経過措置といたしまして、給付型に移行できる旨の制度を経過措置として設けてございます。今般、その対象者の基準も併せて決定をいただきましたので御報告をいたします。

対象者につきましては、今回決定した奨学生の基準との整合を図り、令和6年度に、高校2年・3年で貸付けを受けている奨学生のうち、貸付審査時に提出された成績、こちらにつきましては、それぞれの中学時代の成績となりますが、こちらが全科目平均3.5以上で、昨年の世帯年収が600万円以下ということで、基本的には、今回応募がある方との整合を取っているというものでございます。

こちらにつきましては、成績基準を満たす奨学生に案内等を個別に送付し、給付型へ移行するか意思確認を行うものとしてございます。なお、給付型に移行する場合は、貸付けについては終了ということでございます。

今後のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長

本件について質疑願います。

鈴木委員。

鈴木委員 この5段階の3.5以上というのは変更があったんでしょうか。昨年
から今年にかけて。

もう1点は、採用人数50名程度と書いてあるんですけど、昨年実績
は何人ぐらいを採用されたか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 昨年は貸付けということでございまして、昨年でいくと、成績基準は
3.0以上という形でございますので、給付型に移行して、3.5という
ふうに変更をしております。

また、貸付けにつきましては、昨年度実績2名でございます。
以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 安部委員、お願いいたします。

安部委員 ありがとうございます。

今の続きみたいになってしまいますが、世帯年収でいうと、大体区内
の半数ぐらいだと御説明があったと思うんですけど、3.5以上だとの
のぐらいの割合になりますか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 基本的には、学校の成績につきましては絶対評価でやっております、
すみません、詳細については分かりかねるところでございますが、
あくまで、机上の……。

今、おおむねの分布が出ているんですけども、そこだけの、数字上
だけ、いわゆる確率の問題として捉えると、おおむね20%から25%
というふうには試算をしております。

以上でございます。

安部委員 20から25%、3.5評価の。

星名庶務課長 はい。

安部委員 そうなんですね。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。

だとすると、3.0から3.5以上にしたわけですね。昨年2名なんですよね。基準を上げて、昨年2名だったのに、これ、もっと増えるんですか。

本多教育長 庶務課長。

星名庶務課長 昨年まで貸付けですので、返済も踏まえてお申込みをされていると思います。今回は給付になるので、その点、基本的には成績と年収が超えている方については応募があると考えておりますので、そういう意味では50名というのは妥当な数字なのかなというふうには思っております。

以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和6年度新1・7年生の学校選択一次結果について説明願います。

学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料3を御覧ください。

学校選択の希望票の受付が11月2日に終了しましたので、その一次結果について御説明いたします。

資料は全部で4ページでございますが、1ページが、一次結果表の見方についての説明資料、2ページと3ページが、小学校と義務教育学校前期課程の一次結果、4ページが、中学校及び義務教育学校後期課程の一次結果表となっております。

それでは2ページの、小学校の一次結果表を御覧いただければと思います。上から2番目の深川小学校を例に取りながら御説明させていただきます。

まず、A欄ですが、深川小学校では40名で、こちらは通学区域内に居住していて、そのまま通学区域の学校への入学を希望している方の人数になります。

次に、隣のB欄でございますが、こちらは17名で、通学区域内に居住していますが、学校選択により深川小学校以外、通学区域外の学校を希望している人数となります。

さらに、隣のC欄ですが、5名となっております、通学区域外から

学校選択により深川小学校への入学を希望している人数となっております。

その隣のD欄ですが、A、B、C欄の合計人数であり、深川小学校に入学する可能性のある人数の合計ということで、現段階では学校選択の結果次第で、最大62名が入学する可能性があるということになります。

隣のE欄ですが、各学校の教室数などの収容状況等を基に設定している基準学級数となります。この基準学級数を基に、受入れの上限となる人数の基準人数を決めることとなります。

その基準人数が隣のF欄となっております。こちら、通学区域内からの入学者数と学校選択からの受入人数を合わせて、新1年生全体が、この人数に収まるよう調整するというようになります。

基準人数につきましては、学級数に一学級当たりの児童生徒数、35名を乗じたものとなりますが、小学校1年生につきましては、入学直前の転出入が多いということもありまして、35名のうち、一割相当の3名を転入児童の受入分として差し引きまして、32名を一クラスとして基準人数を算定しているといったところになってございます。

深川小学校の場合ですと、基準学級数が2となりますので、32名掛ける2学級で、基準人数は64名となります。なお、中学校につきましては、35名を一クラスとして掲示しているところでございます。

次に、隣のG欄ですが、こちらは現時点で想定される学校選択受入可能人数を示したものです。学校選択の受入人数は、学年全体の上限であるF欄の基準人数から、通学区域内からの受入人数を差し引いた人数となります。この通学区域内からの受入人数としては、既に受入れが決定しているA欄の通学区域内入学予定者のほか、B欄の他校選択希望者未決者についても、学校選択に当選しなかった場合は、通学区域内入学者として受入れなければならないため、現段階では受入人数にカウントする必要がございます。

そのため、現段階で確実に受入れることが可能な人数につきましては、基準人数からA欄・B欄の人数を差し引いた人数となりまして、G欄の $F - A - B$ は、こちらが受入可能最小人数となりまして、深川小学校では、 $64 - 40 - 17$ ということで、7人となります。

しかし、B欄の他校選択希望者の希望が叶った場合は、こちらが全て叶った場合には、この当該校で受入れる必要がなくなるため、その分、他校からの希望者を多く受入れられるようになるといったところです。そのため、現段階で受入れられる可能性も含んだ最大数については、G欄の、 $F - A$ のほうで受入可能最大人数となって、深川小学校では $64 - 40$ で24人となります。

今後、転出入によるA欄やB欄の人数の変動がございますので、この受入可能人数も変わってくるということも御留意いただければと思います。

また、4ページに中学校の記載がございますが、こちらG欄については、多くの学校が受入可能最小人数と最大人数で、ともにゼロとなっているところがございますが、こちらは私立校への進学もかなりあるというところもあるため、2月上旬の私立の合否結果を受けて、一気に繰上げが進みまして、最終繰上げで大部分の受入れが可能になるのが例年の流れとなっております。

また、先ほどの深川小学校も含めまして、小学校のページに戻りますけれども、C欄の人数の右側にアスタリスクを表示している学校があると思いますが、これらはG欄の最小受入可能人数よりもC欄の入学希望者数のほうが少ない学校となりますので、今後の選択希望変更期間に辞退や変更がなければ、二次結果公表時に無抽選で当選となる形になってございます。

また、明治小や数矢小など、F欄とG欄にバー、横棒が付されている学校がありますが、これらの学校は収容対策上の理由により、学校選択の受入れができない学校であることを示しているところでございます。

1ページにお戻りいただきまして、スケジュールでございます。11月13日から17日までの希望変更申請期間を設けまして、11月24日には二次結果として、各校の希望者数と抽選の部分を公表します。その後、抽選対象校については、12月5日・6日に公開抽選を行いまして、当選者と補欠者を決定します。

さらにその後、補欠者につきましては、受入枠が発生次第、順次繰上げ当選としまして、小学校では1月18日、中学校では2月16日に最終的な繰上げ結果を公表する予定でございます。

御報告は以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。
浅野委員。

浅野委員 今回の学校選択で、二大小の入学希望者が12名となっておりますが、二大小は今、仮校舎になっています。来年の夏には新しい校舎になりますが、改築などが学校選択へ影響しているものなのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 おっしゃるとおりですね、やはり新しい校舎ということになりますと、学校選択の中でも人気が出てくる傾向がございます。逆に、工事中ということになってしまいますと、ちょっとほかの学校に希望という傾向が出てございます。

この一次結果の3ページの、例えば42番の小名木川小とか、こちらは6年8月から大島仮校舎に移転することになりますが、他校選択希望

というところで22名の方がいらっしゃるというのも、そういう傾向がある。

また、中学校のページで、4ページになりますが、2番の深川第二中学校と、16番の第二大島中学校、こちらにつきましては新しい校舎になりますので、他の地域からの希望が多いというのは確かに傾向としてございます。

以上でございます。

浅野委員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございます。

今、ほかに行きたいとか、ほかから来るっていうのが多い数の学校は、移転とか、そういう背景があるというお話でしたけど、それと関係ないところで、その学校の区域内に行かないというのを希望されている学校が結構目立つんですけども。深小とか、南央ですとか、六砂とかは、比率的に、なんかちょっと目立つなという印象なんですけど、この辺りってどのようにお考えでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 学校選択制度の意義というところがありまして、基本的に学区域の線の引き方というのは、真ん中ぐらいにあれば、どこからもそこが一番近い学校にはなると思うんですけど、どうしてもどこかで線を引かなければならないというところがあって、やっぱり学区域の端っこのほうにあると、他校への選択というのがどうしても増えてしまうという傾向はあるのかなというところがございます。

また、中学校になりますと、部活のありなしだとか、友達の行く行かないといったところも保護者さんの意見としてはよく聴いているところでございます。そういった複合的な部分で、いろいろ皆さん動いているのかなという印象でございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。では、今の説明ですと、この目立つ数っていうのは、ほとんどが自分の学区域の学校よりもお隣の学区外の学校のほうが近い子がほとんどだという見解ですか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 全てがそうだとはい、ちょっとなかなか言い切れない部分がありますが、そもそも学校選択、先ほどのお話も同じになってしまうんですけども、それが出てきた意義っていうのは、やはり近いところに行きたいというお気持ちを叶えるためのものということですので、ほぼほぼそういうことになっているのかなとは思いますが。

ただ、全体の傾向としては、やはりマンション、大型マンションの建設ラッシュというのが過去にあったところもありまして、そういったところの収容対策上に必要なものという意義もありましたけれども、最近はそのようなものも少なくなってきたりして、例えば小学校なんかだと、今年の一歩結果の選択率については、8.3%、中学校については、23.6%。これが令和元年度だと、小学校、11.1%で、中学校だと29.8%となっておりますので、かなり減少傾向になってございます。これについては、そういったマンションの建設ラッシュが落ち着いてきたということもあって、近くの学校に行けるようになってきたことの現れでもあるかなと考えてございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。ということであれば、子どもが選んでいるとは思えないので、保護者の方が最良な場所、近いところのほうが子どもにとっていいだろうという御判断ですとか、保育園・幼稚園でお友達が多かったからという声もあるはずなんですね。

こういう子たちが一番通学のとくに欠けてしまうんですよ。安全の面からですね。なので、登校班というもの、または通学路みたいなものからも多分外れてしまいがちなので、できるだけ配慮といいますか、保護者の方にきちんと校門まで行くような、自分で他の学校に行くんだから校門まではきちんと連れてってくださいねっていう、配慮といいますか、お願いみたいなものは重ねてお伝えしていただいたほうがいいかなと思います。

本多教育長 ありがとうございます。

これはアンケート取りますよね。学校選択。

賀来学務課長 はい。学校に。

本多教育長 アンケートを取るの。選択した理由とか、概要というか、傾向はそ

の後、学校に取ったりとかいうところもありますし、まあ、ある程度傾向が見えるところもあると思うんですけど。

私も経験ありますけど、管理職の立場としては、自分の学校が選ばれたか選ばれなかったというのは、管理職としては分析するところはあると思うので、やはりそこは自校として、どういう背景があるのかっていうのをちゃんと分析した上で、学校選択された・されなかったということは今後に活かしていくことが大事だと思うので、そのことについては、校長のほうには私からしっかり伝えておきたいなというふうに思っております。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本報告を終了いたします。

報告事項3 令和6年度区立幼稚園園児募集の応募状況及び募集後の対応についてを説明願います。

学務課長。

賀来学務課長 それでは、資料4を御覧ください。

令和6年度の区立幼稚園新入園児募集は6年度末で閉園を予定している第一亀戸幼稚園を除く、区立幼稚園15園で行ってございます。

まず、上段から中段にかけての4歳児の応募数でございますが、合計欄のとおり、106名で、昨年度に比べまして、46名の減となっております。上から2番目と5番目の南陽、豊洲幼稚園につきましては、3歳児保育実施のため、現3歳児と併せて、4歳児クラスの編成がされることとなっております。

また、上から7番目の辰巳幼稚園ですが、募集の結果、応募者なしということで、学級編成を行う基準である5人を満たさなかったということで、学級編成を行わないということといたします。

このため、令和6年度は5歳児一学級のみで運営を行います。来年度についても募集は行うものと考えてございますが、結果として5人未満ということであれば、園の継続は困難なものと考えているところでございます。

次に、下段の3歳児の応募数につきましては、南陽幼稚園では47人、豊洲幼稚園では定員を上回る73人、なでしこ幼稚園では34人の応募があり、合計154人で、昨年度と比べて、5名の減となっております。

豊洲幼稚園の3歳児につきましては、11月10日に抽選を行い、当選者と補欠者を決定しておりますが、結果として辞退者が出たことにより定員内となりまして、希望者は全員入園できているといった状況でございます。

また、4歳児におきましては、全ての園、3歳児におきましても豊洲幼稚園で定員内といったこととなりますので、全ての園で追加の募集を

行います。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑になります。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 辰巳幼稚園の応募者ゼロということなんですけれども、これは要因は何というふうに考えているのかということと、多分今年ゼロだったら来年もゼロになるんじゃないかというような想定ができるんですけども、そうすると、もう成り立たないということになりますけれども、教育委員会としては、それに対策を取るのか、それとも終了の方向へ執るのか分かりませんが、どんなふうにお考えでしょうか。

本 多 教 育 長 学務課長。

賀 来 学 務 課 長 ゼロとなった要因といったところでございますが、一つは社会的状況の変化というところで、共働きの世帯がかなり多くなってきていて、需要としては保育園のほうが高くなってきていると。その保育園についても、待機児童がゼロになっているということもありまして、なかなか難しい状況になっているというのは大きな要因かと思えます。

もう1点は、このように応募人数がだんだん少なくなってきますと、保護者さん同士でコミュニケーションが結構取れるようになってきているということもございまして、それで、その横のつながりで、どちらかというところ、枝川幼稚園に流れた印象があるのではないかというのは、園長先生たちの話もございました。要因としてはそういったところかなというところですが、あとは辰巳幼稚園の取り扱いといったところでございますが、今回の募集に当たっては、カンガルー広場の増設だとか、まず情報発信、先生たちもかなり地域に、いろんなところに顔を出していただいて、チラシ配布や名刺配布、裏にもQRコードとか貼ったり、かなり募集に力を入れていただいて出た結果というのがこういうことになっているところでございます。

対策というのはなかなか難しい部分はあるんですが、ただ、この辰巳幼稚園においては、平成20年度に耐震改修が終わっているところではあるんですが、あと何年か後には改修という視野も入ってきて、コストがかかること。あと、また今回、ゼロという結果もございまして、ちょっと今後の継続という意味では難しいものというふうに捉えてございます。

以上でございます。

鈴 木 委 員 ありがとうございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。
ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 これ、悲惨な状況だとしか言いようがないんじゃないかと思うんですよ。応募数一桁だらけじゃないですか。さっきの話で、辰巳のゼロが枝川に流れて、枝川11ですよ。流れたとか流れてないとか、そういう次元じゃないんじゃないかなと思うと、もうこれ……。

3年保育はちゃんと人がいるわけですよ。2年保育がこういう状況なのに、これはいつまで続けるんですか。このままだとなくなっちゃうとしか言いようがなくて。これだと先生方も疲弊しちゃうんじゃないかなと。ちゃんとした35人とか、せめて25人以上のクラスを教育活動するという、先生にとっても全然経験につながらないのではないかと思うと、すごく不安なんですよね。

教育長は常々、先生方は本当に一生懸命やってらっしゃるって。僕もそのとおりだと思ってるんですよ。ですけど、環境が整ってないのであれば、整わせるのが教育委員会の役目なんじゃないのかなと思うと、平成3年度に出た、在り方に関する基本方針は今のところ変わってないはずですよ。となると、一応連携して、全部なくすんだとは書いてないので、これはちゃんとやっていくのかなと信じているんですけど、方針として、これは来年度の話になっちゃっているんで、来年度変えるってことにはならないかもしれませんが、方針はもう変えないのでしょうか。

本多教育長 学務課長。

賀来学務課長 結果と方針についてでございますが、確かに、その一桁という部分がかかり目立つようになってきているので、そういう推移が、枝川とかが動いた推移があるにせよ、なかなか厳しい結果なのかなというのは教育委員会としても重く捉える必要があるというふうに考えてございます。

また、令和3年度に改定しました、在り方基本方針につきましては、園の適正配置の部分について実行計画を持たせてやっているといったところでございます。今回の結果も、前からの結果もそうなんですけど、それを踏まえて、早急に改定していく必要があるのかなというふうには考えてございます。1月には、年少人口推計といったものも出て来始めますので、そういったものと今回の結果、あとは社会情勢とかも踏まえまして、また改訂内容については検討していく必要があると思っています。

また、3歳児については安定した数字、需要があるというのを確実にここで見込めるというのも分かりましたので、そういったことも、次の

在り方方針の中には含めて反映していくというふうなことが必要であると認識してございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 どうぞ。安部委員。

安 部 委 員 在り方方針をこれから検討するとなると、いつになっちゃうのかなという話なんです。そうこうしているうちに、もう今、鈴木委員がおっしゃったとおり、結局5人に満たなかったら学級編成しない、6人だったら編成するって、もはや同じですよ。難しいと思います、すごく。

ですから、もう抜本的に変えないと難しいんじゃないかなと思っているので、もう遅すぎるのかなと思うので、早急に。民業圧迫という言葉もあるかもしれないんですけど、学びを一貫してやっていくんだという意味では、幼稚園教育が必要だという立場でやられているということに全然つながってないような気がするので、ぜひ重く捉えてもらったほうがいいんじゃないかなと強く思います。

本 多 教 育 長 今、安部委員がおっしゃってくださった、そのとおりでして、そのところについては学務課長からも説明はありましたけれども、この状況を踏まえた検討は、実は水面下では様々しているところがありますので、今後これを上手く生かしていくということはあると思います。

しかしながら、3歳児の幼稚園入園人口というのは、3歳児をやっている私立が減っているところがあるところもあるのですが、冷静に見なきゃいけないところと、公立幼稚園の質の高い保育を我々としては絶やさないとすることを、まず前提に置いた上で、ただ、こどもたちが安定的な集団生活ができる規模、そういった園を残していくことと、それから入園希望がある保護者のニーズに応えていくことと、それも両方上手くやっていく必要があると思うので、安部委員がおっしゃってくださったように、早急に進めていくことがまず第一だというふうに思っていますので、そこに向けて事務局のほうで、また、さらに、在り方の見直しというところをスピード感を持って着手させたいというふうに思っています。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、様々御意見をいただいたところも生かしていきたいというふうに思っております。本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 令和6年度コミュニティ・スクール設置候補校について、説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 報告事項4 令和6年度コミュニティ・スクール設置候補校について
でございます。お手数ですが、資料5をお願いいたします。

まず、コミュニティ・スクールについて簡単に御説明させていただければと思います。これまで、各学校には開かれた学校づくりを一層推進していくために、保護者や地域住民等の意向を反映するといった学校評議委員会というものが設置されております。これは校長が必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度でございます。学校運営に関して、学校評議委員が個人としての立場で意見を述べるもので、校長や教育委員会の学校運営に関して直接関与して、拘束力のある決定をするものではございませんでした。

これに対しまして、今回御報告いたしますコミュニティ・スクールにつきましても、法的には「学校運営協議会」という名称でございまして、学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ、意思決定を行う合議制の機関となっております。校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになってございます。

1のこれまでの経緯についてでございます。本区におきましては、令和2年10月1日に八名川小学校を1番目の学校として導入してございます。本年4月には深川小学校・枝川小学校、そして中学校で最初となります深川第一中学校ということで、3校を新たに設置したところでございます。今後の設置に向けまして、7月に設置していない、いわゆる未設置校に調査を実施いたしまして、その結果を踏まえ、9月12日に開催されました江東区学校運営協議会制度推進検討委員会にて、令和6年度の設置校について検討してまいりました。

2の設置候補校の検討結果についてでございます。令和6年度には、令和5年度に続き、記載の小学校9校、中学校4校、義務教育学校1校の計14校に新たに設置するものでございます。

3の今後の対応についてでございます。令和6年度の設置候補校につきましても、学校評議委員会において、設置に向けて、順次、説明を行っているところでございます。

そして、令和7年度に設置意向を示している学校につきましても、校長や副校長へ、この制度について説明を行う予定になってございます。

それ以降の設置につきましても、それぞれの学校の環境や条件が整ったところから、順次、導入を進めていくことといたしております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について、質疑願います。
安部委員。

安部委員 説明ありがとうございます。
一応、確認といたしますか、既に八名川小学校は始まって、その後、深

川一中とかは昨年からでしたっけ？ 今年か、なので、まだちょっとあれですけど、例えば八名川小学校とか始めた学校で、もうそろそろ、何らかの違いというか、結果というか、ほかのやっていない学校と比べて何かが違うとか、何かよかったこととか、問題点とか課題みたいなものとかというのは何か見えていますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 最初に導入しました八名川小学校におきましては、やはり学校の授業の中で、どうしても、ある意味、知識が足りない部分といったところから、例えば講師的な方を探したりといったところで、学校運営協議会の中で課題出しいたしましたところ、委員の中から、地域でこういう方がいるよと御紹介いただきまして、その方にやっていただいた、そういう成果が上がっております。

また、やはり地域の方々には地域の方々で、自分たちが学校を支えていく一翼を担っているんだと、そういう意識を持たれているということで、そういった意味では、学校を支えていく機関としては十分責務を果たしているのかなと、そういったところを感じてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 申し訳ないんですけど、今の例えば講師の募集とか地域を支えるというのは、コミュニティ・スクールはなくても十分やっています。講師も依頼に基づいて提案していますし、地域は、町会も含めて、手伝おうという方はたくさんいらっしゃるんですよ。別にコミュニティ・スクールでなくても、今、コミュニティ・スクールに入っていない学校も、支えようとしている地域の方々がたくさんいらっしゃるの、あまり答えになっていない気がします。単純に先生の負担になっていないかなというのも心配がありまして、全校絶対進めなければいけないのかなという気もしているところでして、この辺、もう少し意義のあるものにどんどん進めていかないと、積極的な参加というのにつながらないのではないかなと感じていますので、もう少し何か、例えばよその地域の事例とかで、うちの地区に本当にはまりやすい何かを提案とか、そういうのがぴんと来ないと、今すごく、もやっとしている方々が多いというのが実情ということをお伝えしたいと思います。

本 多 教 育 長 鈴木委員。

鈴 木 委 員 八名川小学校のコミュニティ・スクールは実績があるんですけど、八

名川小学校も特徴のある学校ということで、これから、少しずつ実績が出るのではないかなと思います。先日ちょっと行ったけど、SDGsを中心に、こどもたちが研究をして、それを授業に取り入れるというところは他校でもやっていますが、八名川のコミュニティの特徴が出るかなと思って、もう少し見守って行って、いい結果が出るのではないかなと私は期待しています。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 安倍委員の御指摘のとおりかと思ってございます。それもありまして、今年度につきましては、各学校から、それぞれどういったことを望んでいるのかと、そういうアンケート調査を行っております。それをまたフィードバックいたしまして、どういった活用がどういった方向にできるのかといったことに生かしていきたいと思ってございます。

また、他の先行自治体につきましては、統括コーディネーターを含めて、設置校の職員も含めまして、実際、他の自治体に行って、どういったところに効果が出ているのかと、そういう調査もしてございますので、その辺、今後、成果につなげていきたいと考えてございます。

以上でございます。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 すみません、一言だけ。自分も主任コーディネーターの状態にして、やっぱり、今おっしゃられたとおり、何が必要なのか、学校からアンケートを取ってみたいというところが、案外、学校にとっても負担だなと感じています。コーディネーターも学校を支援したいという気持ちで、先生、何か手伝えることないですか、ないですかと聞くんですよ。先生方もすごくお忙しい中で、それを探さなければいけないというのも御負担に感じているなというのを実は感じていて、あんまり追い込みたくないんですよ。というところもあるので、自然に何か生まれたら、それが一番望ましいことだと思うんですけど、なかなか。ですから、皆さんが学校とかに足を運んでいただいて、自分たちから問題点をピックアップするような行動に出ていかないと解決しないような気もしています。

以上です。

本 多 教 育 長 今いただいた御意見、様々ありますけど、この背景として、コミュニティ・スクールの設置が努力義務になってきたというところがありまして、全国的に増えてきている状況があります。今、江東区のコミュニティ・スクールの設置状況は、全国平均と比べると低いんですね。その背景は何かというと、実はそもそもコミュニティ・スクールを進めていく

今までの経過の中で、江東区は、今まさに安部委員がおっしゃったように、既に地域が学校を支えてくださっているところが様々あったんですね。江東区としては、今のその形で十分機能しているところもあるので、今まで積極的にコミュニティ・スクールの設置はしてこなかった。言い方を変えると、地域学校協働本部というのがあって、それがとっても機能していたので、その中でうまく進めていきますというのが議会での我々の答弁でもあったということですね。

しかしながら、努力義務になってきたところで、同じ成果があるのであれば、コミュニティ・スクールにしていきましょうよというのが徐々に進んできたというところが一つあります。その中で、既に地域が支えてくださっていた学校をまず優先的にコミュニティ・スクールにしませんかとお願いをして、してきたところがあります。もしかすると、そうではない地域のほうが、コミュニティ・スクールにしたときの利点というのは大きいのかもしれない。そこについても、成果はうまく共有しながら、しっかり進めていく必要があるだろうなと思っています。江東区は広いですので、地域によっても学校の状況は様々違いますので、一概には進まないだろうとは思っていますけれども、大事なのはウィン・ウィンで進めていくことだと思っていますので、要するに、学校運営協議会もそうですし、地域学校協働本部もそうですけど、当然、学校を真ん中に置いて、負担過多にならないような形で、みんながウィン・ウィンで進めていけるような形にしていく必要があると思いますので、今いただいた御意見も参考にしながら、成果をしっかり全ての学校におろしながら、慌てることなくスピードを上げながらというんでしょうかね、うまく進めていければいいかなと思っています。ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。本報告を終了いたします。

続きまして、報告事項5 江東区放課後子どもプラン（素案）【令和6年4月から令和11年3月（後期）】についての説明をお願いいたします。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 報告事項5 江東区放課後子どもプラン（素案）【令和6年4月から令和11年3月（後期）】について御説明させていただきます。お手数ですが、資料6をお願いいたします。

1の策定経過についてでございます。令和5年5月16日に放課後子どもプラン検討委員会を設置するとともに、10月20日までに委員会を3回開催してございます。その中で、プラン後期策定作業を進めてまいりました。また、これと併せて、学識経験者を委員長といたしまして「放課後子どもプラン推進委員会」を同じように3回開催いたしまして、検討状況を報告しつつ、意見聴取を行い、このたび、素案を取りまとめたところでございます。

次に、2の素案の概要についてでございます。前期方針の取組結果と新たな課題を基に、後期は9つの方針といたしまして、「量の確保」だけではなく「質の向上」に重点を置いた方針といたしております。

素案の詳細について御説明させていただきます。お手数ですが、別紙1の江東区放課後子どもプラン（素案）の2ページをお開きください。素案の表紙をおめくりいただきまして、はじめにという冒頭にて、簡単に本プランの説明を載せてございます。

続きまして、目次を御覧いただきまして、御覧のとおり、1から7まで、最後に参考資料という構成になってございます。

ページをおめくりいただきまして、1の本区の放課後子どもプランが目指す姿でございます。ここでは、きっずクラブのB登録であります放課後児童クラブと、きっずクラブA登録でございます放課後子ども教室が、それぞれの役割を果たしつつ、小学校や児童館等と連携すること。そして、放課後の居場所の選択肢の一つとして小学校外の放課後児童クラブを活用すること。両事業が法律の理念を踏まえ、子どもの「生きる力」の向上を図ることが目指す姿と記載されております。

続きまして、2の本プランの目的・位置づけ等でございます。ここで前期から変更したところは位置づけの部分になりますが、前期では、国の新放課後子ども総合プランの市町村子ども計画といたしておりましたが、国のプランが令和5年度までの計画となつてございまして子ども・子育て支援事業計画の個別計画の位置づけとなつてございます。また、前期放課後子どもプランでは、江東区子ども・子育て支援事業計画及び教育推進プランの下位計画の位置づけとしておりましたが、江東区子ども・子育て支援事業計画のさらに上位の計画に、令和4年3月に江東区地域福祉計画というものも出てきましたので、そうしたことで位置づけ変更を行っているところでございます。

3ページを御覧ください。3 プランの全体像でございます。全体方針として、方針1 きっずクラブの推進、方針2 学校外きっずクラブのあり方。そして、量の確保として、方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策。質の向上といたしまして、方針4 放課後児童クラブにおける土曜日の育成、方針5 放課後子ども教室のあり方と自主性・自立性を高める環境と仕組みづくり、方針6 特別な配慮が必要な児童への適切な対応、方針7 地域との連携、方針8 きっずクラブの質の向上。体制づくりといたしまして、方針9 業務の効率化等による持続性の高い運営方法の推進。後期の子どもプランは、この9つの方針を軸にやっていきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、4ページを御覧ください。4の現状（結果）でございます。ここでは4. 1といたしまして、放課後支援事業の実施状況を表にしたものを載せてございます。網かけと太字は一番多いものを表してございます。

隣の5ページの地図上に、関連施設を落とし込んだマップを載せてございます。

ページをおめくりいただきまして、6ページと7ページが前期5年の方針の取組結果をまとめたものとなっております。

8ページからは、5の課題となっております。

9ページを御覧ください。下のグラフ、学校外きつずクラブにおける要配慮児童・他校児童推移の要配慮児童について説明いたします。ここでいっております要配慮児童とは、きつずクラブB登録の利用申請時におきまして、特別な配慮の必要性の有無という欄に丸をつける箇所がございますが、そちらに丸をつけて申請してきた児童の数となります。食物アレルギーや落ち着きがない、言葉が遅い、発達に問題があるなど、障害の診断が下りているかどうかにかかわらず、保護者が特別な配慮が必要だと思っている場合にも丸をつけていただいている状況でございます。学校外きつずクラブですと、主に特別支援学校に通っている児童が多い状況となっております。要配慮児童でもありますし、他校児童でもあるとなっております。グラフの他校児童とは、区立小学校以外の市立小学校や特別支援学校の児童のことを指しているという意味合いでございます。

飛びまして、14ページをお開きください。6の取組方針でございます。9つの方針に沿った取組方針を示してございます。

方針1 きつずクラブの推進でございます。こちらは前期から引き続きの取組方針になりまして、全ての小学校に、きつずクラブのA登録とB登録の両方を設置することを目指しております。現在、きつずクラブA登録のみというところがございまして、B登録がない小学校が4つございます。その4つについて、引き続き、B登録設置を目指してまいります。そして、B登録を設置するまでの間につきましては、近隣の学校外のきつずクラブと連携して運営するというような内容になってございます。

方針2 学校外きつずクラブのあり方でございます。課題2のところではグラフに載せてございますが、意向調査の結果、学校外きつずクラブを選ぶ理由に、「施設的环境が希望に合っていたから」といった理由も上位にありましたので、例えば児童館の中のきつずクラブであれば児童館のイベントに参加できるとか、学校外のきつずクラブの特徴を積極的に発信し、利用を促進するための方法を検討してまいります。

また、現在は集中募集期間中の申請が10人以下の場合は休室する、いわゆる1回募集を行わないといった休室状態にする可能性があるとしておりますが、単に人数だけで休室するのではなく、やはり地域の保留児童や特別な配慮が必要な児童の受入れ等を踏まえて、休室の基準について検討を進めてまいりたいと考えてございます。

方針3 放課後児童クラブにおける保留児童対策でございます。こち

らも前期に引き続きのものとなってございます。小学校の改修計画などで、きつずクラブの育成室の面積を増やす方法は、これまで行ってきたところでございますが、小学校も児童数が増えまして、実際のところ、教室が足りなくなっているという状況も生じてございます。小学校内にきつずクラブの育成室の面積を増やすのは、そうしたことから困難になってきているのが現状でございます。

それで、今回、2つ目の白丸に記載していますとおり、学校がきつずクラブへの利用を促したり、営利を目的としないNPO等の私立学童クラブをうまく活用するなど、今までやっていない対策をしていかなければならないということで取組方針に入れてございます。

方針4 放課後児童クラブにおける土曜日の育成でございます。「土曜江東きつずクラブ」では、前期では、小学校内での実施を目指しており、いわゆる校外きつずクラブについては不要なのではないかという議論がございましたが、クラブによって利用者数に差がある状況でございまして、現在の拠点方式を継続してまいります。「土曜江東きつずクラブ」の運営時間でございますが、現在、8時半から17時と伺ってございまして、平日より短い運営時間となっております。利用者から、平日と同じ運営時間にしてほしいといった意見もございますので、今後、保護者のニーズに沿うような運営方法を検討してまいりたいといったところでございます。

方針5 放課後こども教室のあり方と自主性・自立性を高める仕組みづくりでございます。意向調査でA登録をB登録と同じ認識で利用している保護者が一定数おりまして、A登録の事業目的を積極的に周知し、事業目的に沿った運営を実施していく必要があるとございます。

また、放課後こども教室であるA登録と児童館の似たような部分もございますので、役割についてきちんと整理し、相互の連携を図っていく必要があると捉えてございます。

また、A登録の利用児童数も増加しておりまして、小学校内の活動スペースを確保するため、今後、引き続き、協議調整していく必要があると感じてございます。

方針6 の特別な配慮が必要な児童への適切な対応でございます。前期から引き続きの取組方針となっておりますが、後期では外国人児童も特別な配慮が必要な児童ということで、多言語化の推進をこちらの取組方針に記載してございます。

方針7 地域との連携でございます。こちら前期からの引き続きの取組方針でございまして、たまたま、コロナ禍ということもございまして、地域との連携がなかなか図れなかったことから、後期におきましても、引き続きの取組方針という位置づけでございます。

方針8 きつずクラブの質の向上でございます。きつずクラブの質を維持・向上するため、検査または指導する体制を整備していきたいと考

えてございます。

方針9 業務の効率化等による持続性の高い運営方針の推進でございます。前期から引き続きの取組方針となっておりますが、例えば連絡帳の電子化、ICT化ですね。または、現在、利用申請につきましては、全て手書き、または紙ベースのものでございますが、そちらも電子申請化するなど、利用者の利便性の向上、また、質の向上等を図っていきたいと考えてございます。

ページをおめくりいただきまして、16ページ、17ページは7プランの推進にあたってということで、前期のものをベースに更新いたしております。事業運営の視点、プログラムの視点、プランスの推進体制という3つの項目に分けて記載してございます。

最後の18ページには参考資料ということで、検討体制と検討結果について、図で記載してございます。

以上が、江東区放課後こどもプラン後期計画の素案となっております。

お手数ですが、資料6にお戻りください。3の今後の予定でございます。本委員会の報告後、第4回区議会定例会文教委員会に報告いたしまして、その後、12月11日の江東区報で素案に対するパブリックコメントを求めます。そして、パブリックコメントでいただいた意見を反映したものを放課後こどもプラン案として作成いたしまして、来年1月に予定しております第4回推進委員会を経まして、令和6年2月の本委員会、そして3月の江東区議会文教委員会に本プランの案を報告させていただく予定でございます。よろしくお願ひしたいと思っております。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。
安部委員。

安部委員 御説明ありがとうございました。
まず、きつずクラブの運営について、今、ほとんどが外部委託になっているのではないかと思うんですけれども、そこら辺の方針というのは、全部、外部委託で賄おうということになりそうでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 江東区全体の行財政改革計画の中で、やはり委託化を推進ということになってございまして、現在ではそういうことになってございますが、先ほどの説明の中で、やはり指導の体制整備ということがございまして、職員の育成などを考えますと、やはりその辺、ちょっと考えていかなくてはいけないということで、今後の検討課題といたしているところでござ

ざいます。

本多教育長 鈴木委員。

鈴木委員 議会の陳情にも出ていますけど、やっぱり今、最大の課題は、きつずクラブの保留児が年々増えているということですよね。入れない子がいっぱい出ているということですよね。これはやっぱり安全上も問題が多いと思うんですけど、今、課長の御説明で対策というのを聞きましたけど、床面積の拡大というのは、今の話を聞くと、ちょっと難しいのではないかと思いますし、それから、私立学童への連携ということに関しては、枠があるので、10ページに対策を講じない場合はどんどん増えますよと書いてありますけど、実は今、対策は講じているわけでありまして、そうすると、今後の見通しというか、実態の話で今後の見通し、保留児100名切るのはいつ頃だと。今、私立のきつずクラブに話をしている、枠がこのぐらい増えるので、この辺りでこの辺になるだろうというような目標というんですかね、当然、対策を取っていらっしゃるわけですけど、減らないということ、年々増えるということなので、その辺の実態のお話はちょっとどうか、お聞きしたいなと思っているんですが。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 実のところ、保留児童と言われているお子さん方、昨年度は5月1日現在、313名でございました。本年度、保留児対策を行った結果、同じ5月1日現在で117名ということで、半分以下に減ってございます。今後につきましても、できる限り教室の確保とかを進めまして、できる限りゼロに近づけたいといったところを目指しております。ただ、やはり、きつずクラブのこどもだけではなくて、学校に通うお子さんそのものもちよっと増えているといったところから、目標年次、はっきりは申しませんが、やはり二、三年後には、ある程度、100を切るような勢いにしていきたいなど。できれば来年度とはっきり言いたいところですが、児童数も増えているといったところでございます。

そして、私立につきましては、現在も私立は3か所ございます。そちらについては、1か所は定員いっぱいになっていまして、あと2か所につきましては、逆に言えば、空いている状況。ただ、そこにつきましては、保留児童がいないといった状況ですので、その辺、運営につきまして、今後、運営事業者と整理していきたいと考えてございます。

また、私立学童というか、私ども区としましても、別の方法でアクションを起こしまして、どうしても保留児童対策が難しいところについては、今後、そういった民の力を活用していきたいと考えてございます。私からは以上でございます。

本多教育長 よろしいでしょうか。

鈴木委員 はい。

本多教育長 ほか、いかがでしょうか。
安部委員。

安部委員 土曜日のきつずクラブの件ですけれども、今のきつずクラブでも、学校の中で通常教室って、なかなか、きつずクラブに使えていないですよ。個人情報の問題とか、いろいろあると聞いていて、その辺が解決できれば、何もよそを使わなくてもうまくいくのではないかなという気はしているんですけれども、その辺はなかなか難しいんでしょうか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 土曜きつずにつきましては、当初、やっぱり学校内での設置を考えてございました。やはり管理上の問題というのが一つのネックということと、では、四十何校全てに土曜きつずクラブを入れるべきかどうかという判断もございました。といいますのは、現在、児童館併設のきつずクラブであったり、単独のきつずクラブにおいて土曜きつずを行っておりますが、利用者数は、そんな多いわけではございません。ということは各学校に設置するよりも、一定程度、拠点方式でやる必要があるのかなと。それを学校内に置くのか、児童館等に置くのかといったところも精査になってくるかと思えます。ただ、拠点方式となりますと、その学校に通っているお子さんであれば非常に入りやすいと思うんですが、ほかの学校から違う学校に行くとなると、なかなか入りにくいというお子さんの心理的な面もございますので、その辺もよく考えていかななくてはならないかなと考えてございます。そうしたことから、今後、学校外きつずクラブの土曜日の利用について、利用時間とか、そういったところもきちんと精査していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。土曜きつずの校外という施設は、基本的には区の施設、もともとある児童館とかを利用するというところで、今後これを増やすといいますか、施設を増やす可能性はありますか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 実は土曜きつずにつきましては、利用定員を満たしていないところが全箇所でございますので、これ以上増やすという考えは、今のところございません。

以上でございます。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。となると、実際には、先ほどお示しいただいたグラフで、要配慮の児童の比率がちょっと高まっているという意味では、その辺、厚くするしかないのかなと思うんですけども、一方で、11ページのグラフ、上のバーがあるんですけど、位置づけというところですね。就業とかその辺、お母さん、お父さんはどうなっているのかというのを調査してもらったと思うんですけど、一緒に来てくれたりしないのかなと勝手に思っていたんですが、なかなかそうではないのか。実はこれを見ると、そこまで、土曜日、仕事ではないよと感じていいのか、このグラフの濃い色と薄い色ともっと薄い色って何がどう違うのか教えてもらえますか。

本多教育長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 まず、濃い部分が土曜日、留守家庭児童が存在しているということで、両親共働きということになります。薄いところは、いずれかの保護者がいらっしゃるといったところでございます。基本的には13.1%でございますので、10人に1人ちょっとは保護者が両方とも働いているといったところになるかと推測しております。ただ、これは年齢層が、きつずクラブのアンケートそのものが小学校6か所で行ったきつずクラブを利用していないところも含めた結果でございます。例えば学年も3年生以上だったり、そういったものも含まれている結果でございますので、一概に小学校1年から3年までということではないかと思っております。その結果として、現在、利用者数としては、各きつずクラブの利用が定員を満たしていない状況が続いているものと推測しております。

以上です。

本多教育長 安部委員。

安部委員 ありがとうございます。恐らく、要支援といっても様々あるとは思いますが、お母さん、お父さんも、必ずしも、別に仕事をしていないんだったら手伝えよ、面倒を見ろよということではなくて、やっぱり、

様々時間が欲しかったり、いろいろバランスを取りたいということもあると思うので、助かっている人はきっといるのではないかなと思うので、今はそこまで人はいないということでしたけれども、やっぱり拠点が遠くなると、なかなか難しくなると思うので、少しでも使えるところは、分散すると人も大変かもしれませんが、何か検討いただいたほうが、本当は助かるのになと思うている人は救えるのかなと個人的には思っています。

本多教育長 よろしいでしょうか。

今御指摘があったグラフの凡例を入れるとか、グラフの説明の仕方とかというのは、また今後、今、素案なので、その中で改定していただければいいかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。今たくさんいただいた意見を、また反映させながらとは思っていますが、私は方針8のきつずクラブは、やっぱり質の向上というところは重要かなと思っています。ここには2行程度の記載になっているんですけど、これはプランなのでということもあるかもしれませんが、要するに、それぞれ委託業者が採用する人材、優秀な人材を確保するというのもそうですし、研修等で確実にそういった部分での資質を向上していただくということもあります。役所としては、そこに書いてあるように、検査・指導を実施する体制の確保というところがありますけれども、そこのところは非常に重要になってくるので、こどもに接する仕事をしてもらうというところでは、しっかりと意識を持って育成していくことは大事かなと思っています。

それでは、様々いただいたところを、また今後のプランに反映させていただければと思います。以上で本報告を終了いたします。

続いて、報告事項6 令和5年度江東キッズクラブ保護者アンケート実施結果について説明願います。

地域教育課長。

笠間地域教育課長 それでは、報告事項6 令和5年度江東きつずクラブ保護者アンケート実施結果について御説明いたします。資料7をお願いいたします。

江東きつずクラブでは、毎年、登録児童の保護者を対象に、江東きつずクラブに関するアンケート調査を実施しております。このたび、その調査結果がまとまりましたので御報告するものでございます。

1の調査概要でございます。対象者につきましては、学校内、学校外の全64クラブにおけるA登録及びB登録全ての児童の保護者となっております。

調査期間は令和5年8月4日から9月8日までで、全てウェブによるアンケート実施でございます。

アンケートの配布、回収の状況でございますが、1万25通の配布に対しまして4,459通を回収しております、率として44.5%となっております。

次に、2の回答の傾向でございます。まず、A登録の結果でございます。利用頻度については、週1日利用が32.6%に対しまして、週5日、つまり、毎日利用するお子さんが19.8%という状況でございます。利用時間につきましては、ほとんどの利用者の95%が17時まででございます、延長利用の児童は、昨年度に引き続き、1割にも満たないところでございました。

また、9割近くの児童がクラブを「楽しい」と回答しております、その理由としては、「友達と遊べること」が最も多くなっております。

自由意見といたしましては、「外遊びや体育館で体を動かす機会を増やしてほしい」、「宿題や学習の時間と場所の確保」、「長期休暇中や1日育成日のお昼に関する要望」などの意見や要望があったところでございます。

一方、B登録につきましては、保護者の働いていることが要件となるところでございまして、週5日の利用が7割を超えている状況となっております。利用時間では、昨年度は17時までの利用が40.6%と最も多くなっておりましたが、本年度は18時までの利用が40.1%となり、多少、変化が見られるところでございます。

児童の感想といたしましては、A登録と同様、居心地のよさを感じており、「楽しい」と回答された方が約9割を占めている。

自由意見では、「夏休み期間中のお弁当作りの負担軽減のため、仕出し弁当の提供」を求めるもの、さらには、「スタッフや施設の対応改善希望」または「外遊びや体育館で体を動かす機会を増やしてほしい」などの意見があったところでございます。

3の区の対応策になります。A登録の活動スペースやB登録の定員の拡大につきましては、ハード整備も伴うため、早急の対応はなかなか難しいものと考えておりますが、学校の増改築、大規模改修などの契機を捉えて、施設の有効活用につなげていくとともに、教室のシェアリング等による放課後の教室のさらなる提供を依頼してまいりたいと考えてございます。

また、夏休み期間中などの仕出し弁当の提供につきましては、衛生面やきつクラブ職員の負担、逆に言えば、負担になれば委託費が増になるということもございます。また、弁当事業者の信頼度等の課題も残るといったことから、今後、弁当事業者のサービス内容や他自治体の動向にも注視してまいりたいと考えております。ただし、保護者が独自で宅配弁当を保護者の中でうまくやっていただくものについて、区として制限をかけるものではございません。現在やっぴらっしやるところもございますので、そちらについては、私どもも情報を共有しながら、入れ

たいといったところには、そういった情報提供をしてまいるといったところでございます。

また、別紙、参考1にアンケート実施の集計結果をつけてございますので、後ほど御参照いただければと存じます。

説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 それでは、本件について質疑願います。
鈴木委員。

鈴 木 委 員 今のお弁当の話ですけど、根強い要望があると思うんですが、今の課長のお話を聞いていますと、他の状況が進めばやる可能性はあると解釈していいんでしょうか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 お弁当につきましては、これまで区議会でもお答えをさせていただいておりますが、やはり基本的には、これは保護者の責務となってございます。それを行政が負うということになりますと、必ず何かあれば行政が責任を負うということになります。例えば、きつずクラブの職員にその負担がかかれば、きつずクラブの職員の委託料に跳ね返ってくるわけでございます。それが最終的には利用料に跳ね返るといったことから、恐らく保護者の中でアンケートを取れば、総論は賛成ですけど、利用料が上がるならやめてほしいといった方も出てくるかと思えます。そうしたことも踏まえまして、やはり区といたしましては、保護者の有志の中でやっていただく分には構わないかと思っておりますので、今のところ、そちらを推奨していくような形になっていくかと思っております。
以上でございます。

鈴 木 委 員 よく分かりました。

本 多 教 育 長 安部委員。

安 部 委 員 御説明ありがとうございます。アンケートの回収率44.5%ではありますけれども、恐らく大半は、特に文句がない方は回答しない方が多いのかなと思うと、かなりの程度、満足してくださっているのではないかと思うので、まずは感謝申し上げます。

実際に、先生方、面倒を見てくださっている方々ですけど、先生とっていいのかな、こどもたちは先生と言っていますけど、先生なんでしょう。御立場といいますか、実際に宿題を教えたり、ちょっとどこまでのラインかすごく難しいと思うんですけど、実際には、お手伝いして

くださっているんです。こどもたち、すごく頼りにしているんです。聞かなかったことにしたいかもしれないんですけど、そういう意味では、何らかの線引きというか、指導と言うと言い過ぎですが、何かありますか。

本 多 教 育 長 地域教育課長。

笠間地域教育課長 実のところ、皆さん方、児童指導員の資格を持たれている方が大半でございまして、児童指導員の基礎資格となりますのは、教員免許であったり、保育士資格というか、その方たちがほとんどでございます。ですから、こどもたちに教えることそのものはできないことはないんですが、ただ、それが業務の中に入っているかどうかという、非常に曖昧なところでございます。ただ、やっぱり学習の時間というのは設けておりますので、聞かれば、お答えする、教えるといったところかなと推測しております。

以上でございます。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

私も先ほど報告事項のところでも質の向上という話をさせていただきましたけれども、実際、きつずクラブへ行きますと、安部委員がおっしゃるように、先生方、本当によくやってくさっていて、私も感謝の思いでいっぱいなんです。特に、こどもたちがすごく親しげに話をすることと、それから、きつずの先生方も一人一人のことをよく把握してくさっているんですよ。そういった部分では、おおむね、どこのきつずクラブも、先生方、本当によくやってくさっているなというのが感想かなと思っています。

様々意見がある中、鈴木委員からも出た仕出し弁当の件ですけれども、私、そこのところも状況を見てきましたけれども、導入しているところでも、導入しているからって、全ての方がそれをやっているわけではなくて、逆に言うと、それを利用している方はあんまり多くない状況で、御家庭でお弁当を作ることを大切にしているという方もいらっしゃるの、これは様々な選択肢を用意していくことも大事だろうとは思っています。区といたしましては、これを持ってこななければいけないとは言っていないので、各御家庭のそのときの事情に合わせてやっていただけるような形がいいかなと思いますし、現状は、先ほど課長から報告があったような方針で進めているところではあります。

安部委員からもあったように、皆さん、おおむね満足していただいているというところは、よく回っていると捉えていいのかなと思っています。今後も課題となっているところは生かしながら、よりよく進めていければなと思います。

それでは、以上で本報告を終了いたします。

それでは、以上をもちまして、令和5年第11回江東区教育委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。